

令和 6 年 第 5 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 6 年 9 月 3 日 (開会)

令和 6 年 9 月 12 日 (閉会)

13時10分 再開

○議長（伊藤秀明） 再開いたします。

○議長（伊藤秀明） 次に4番、長井議員の発言を許します。

はい、長井議員。

（4番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○4番（長井直人） それでは早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

長信田交流センターの建設事業について、お伺いいたします。

今から16年ほど前、平成20年10月に完成し、同11月に集落に指定管理者として引き渡しされた長信田交流センターについて伺います。

この長信田交流センターは、村発注工事として、村初のCM方式で建設された事業で、平成19年度に提案・検討され、平成20年度に繰り越しをして、実施された建設工事でした。

その集落施設が完成後、僅か2年足らずで、屋根のシガ漏れによる、北側の調理室やトイレ、玄関まで、目視で確認できるほどの水漏れ被害を受けました。当時は、原因が分からず、雨漏りと言っていた記憶があります。のちに、無落雪屋根の施工部分からのシガ漏れであるだろうという、判断されました。

私は建設同時、議員でしたので、当時の流れや建築計画・設計変更審議から、シガ漏れの対応を、村当局へ議員から申し入れした経緯まで存じ上げている訳ですが、結果、設計・施工業者の瑕疵について特定することはできず、CM方式の中でのコンストラクションマネージャー（CMR）との契約により、村に代わって、CMRがコスト管理や工程管理を行い、発注者である村を支援してくれていた訳ですが、そのCMRも、設計・施工上の瑕疵を特定できない状況でした。

そうした中で、雪が解けてから、議員全員で現場を見に行き、水漏れの跡や屋根の施工箇所、水漏れ箇所を確認しながら、建築当時の状況等も話を聞きながら、確認した記憶があります。それを踏まえて、村当局には「責任の所在がはっきりしないようなら、発注者責任として、しっかりと村で対応すべき」と申し入れをし、「早急に施工業者に修復依頼をするか、村で補修すべきである」と指摘したと記憶しています。

以降、この14年間、施工業者自己負担による補修、コーキングやトタンを起こしての施工のし直し、雪下ろしやシガ割れ等による補助的な対応や、設計業者の自己負担による屋根下・屋根裏の部分の構造変更が行われてきましたが、根本的な問題の解決には至らず、施工業者は亡くなり、設計業者もなすすべがない状況ながら、問題発生から長年にわたって心配し、真摯に向き合い、対応してきてくれました。

しかしながら、村の対応はどうでしょうか。発注者でありながら建築後、僅か2年4か月後の屋根からの水漏れに対して、村として補修・改修をすることなく放置され、天候や気象状況の変化によるシガ漏れに、幾度となく見舞われてきました。果たしてこれが、真摯な対応と言えるのでしょうか。

村に状況報告に行っても適切な処置方法を指導してもらえず、相談に行っても、的確な対応や回答をもらえないまま放置され、度重なる水漏れに加え、施設内の腐食や傷みも進み、集落住民も苦慮しております。

今回、村が提案した7:3での特例の改修補助事業としての提案も、集落負担が発生することから、集落内でも了承は得られないでしょう。

そもそも、屋根からの水漏れに関して、集落の瑕疵は全くないので、当然の思いだと思います。

当時、この事業は「秋田の木・利用促進木造公共施設等整備事業」として、国土交通省のCMモデルプロジェクトとして、木材の直接支給と工事の分離発注で、9工種に分離し、多くの地元業者が工事に携わることができました。また、国土交通省のウェブサイトへも、CM方式のモデルプロジェクト事業の好事例として、関係資料がHPに掲載され、全国に紹介されています。

このような事業がまさか、築2年足らずで主要な構造部である屋根からの水漏れで、CM方式のデメリットでもある、瑕疵による責任の所在の不明瞭さによって、14年間、折り合いがつかず、未だ、被害に悩まされていること。竣工より16年経過後も、建築当時の瑕疵とその責任をめぐって、村と集落住民による裁判沙汰にまで発展しそうなほど、深刻な悩みと不安を与えている事実は、極めて遺憾であると認識しております。

早急に不安を解消し、真摯に、この事案に向き合っていただくよう、強く望むものであります。

よって、以下の点についてご回答いただき、建築から年数経過の長い建物ではありますが、発注者である村の責任の下、全額負担による改修、もしくは補修をしていただきますよう、強く要望いたします。

1つ、建築物として構造耐力上主要な部分、または、雨水を防止する部分における瑕疵についてと、瑕疵担保責任についての当局の見解はいかがでしょうか。

2つ目、建築当時、問題が発生した際、発注者である村への議員への見解と、要望について。

3つ目、令和2年に提出された、村への陳情書、集落から提出されたものではありませんが、その陳情書について、議会の判断と審査結果について。併せて、建築当時の議員との見解の相違について。

4つ目、令和6年に提出された再要望書。これも集落より提出されたものではありませんが、その再要望書について、その取り扱いと解答について、村の見解をお

答え願います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 長信田交流センターは、長信田集落の集会施設建設の要望を受けて、建設したものになります。補助事業を活用するため、村が集落に代わり、事業主体となって発注しております。

平成 20 年 10 月 20 日に完成し、契約書による瑕疵担保責任は、平成 21 年 10 月 19 日で消滅しております。

平成 23 年 2 月 11 日に雨漏り報告があり、村から屋根を施工した業者に、対応を依頼しております。原因は軒先の氷で、氷を撤去すれば雨漏りは止まると報告を受けております。

氷を撤去したところ雨漏りは止まりました。

その後の対応として、平成 23 年 9 月 29 日に、トタンの合わせ目、ビス止めの再処理をしております。

平成 25 年 10 月 7 日に、再度、トタンの合わせ目処理と、板金テープの二重貼り及びコーキング処理をしております。

平成 26 年 8 月 27 日に、再度、トタンの合わせ目処理と、軒先の処理をしております。

令和 2 年 1 月 7 日に、集落から、雪下ろしをした年は雨漏りが発生していない、と報告を受けております。設計者から対応策として、軒先が凍らないように、氷を落とすことを指示されております。集落に対し、雨漏り対策として、軒先の氷を落としてもらうようお願いをいたしました。

1 番のご質問の瑕疵担保につきましては、長信田交流センターが、平成 20 年 10 月 20 日に竣工し、契約事項で、「瑕疵の修補、または損害賠償の請求は、引き渡しを受けた日から、木造構造物の場合は、1 年以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意、または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年」とあります。雨漏りが発生したのは、2 年 3 か月後ですので、請求期限を過ぎております。

また、過失があったかどうかについて調査したところ、施工段階において、使用資材については材料検収を実施し、完成検査に合格していること。平成 27 年 11 月 6 日に、工事に関わった 4 社に調査をしてもらっていますが、原因の特定に至らなかったことから、重大な過失があったと認められないと判断をしております。

構造耐力上必要な部分及び雨水の侵入を防止する部分には 10 年間の瑕疵担保責任を負うべき部分とされていますが、長信田交流センターは公共施設であり、いわゆる品確法の適用にはならないことを確認しております。

瑕疵担保責任が消滅した日から、村は、施工業者に対して、責任を負わせることができないと解釈しております。

2つ目の議会の見解と、村への要望については、当時の議員が、長信田公民館を視察され、その後、協議をされたとのことをお聞きしましたので、雨漏りの報告を受けた平成23年以降の議会関係の議事録を、議会事務局で探してもらいましたが、見つけることができませんでした。このため、村への議員の見解と、村への要望については、確認することができておりません。

次に、令和2年2月21日に、長信田集落副会長より、村議会に提出された陳情書については、村は委員会に出席しておりませんので、審議の詳細について分かりかねますが、村としましては、議会の不採択判断を重く受け止めております。

雨漏りの責任問題の所在と、誰が修繕費用を負担するのかをはっきりさせるためには、司法による判断をお願いしなければなりません。交流センターを利用されて不便を感じている地元の方、雨漏り対策の早期実施を集落から何度も要望されておりますので、支援が可能ではないかと考えております。

4つ目の令和6年に提出された再要望書については、議会に対して、詳細を説明してほしいとの要望でしたので、長信田交流センター建設の概要や、これまでの経緯について、資料を議会に提出して、説明をさせていただきました。

なお、村の制度で対応可能なものとして、集落公民館補修費補助要綱による申請事業があります。この要綱を令和6年6月に一部改正をして、長信田公民館に限り、令和7年度まで、7割補助として交付できるようにしております。

以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） ご回答いただき、ありがとうございます。

まず、1について。

これについては、まず重要なのが、建設・建築上の瑕疵について。当然、専門家でなければ、その見極めや判断はできないのですが、今回のCM方式の場合、設計者と工種ごとの専門業者がおり、設計業者が工事監理を行うが、それぞれの瑕疵責任は、施工した専門業者にあります。

また、CMR（コンストラクションマネージャー）については、村に代わって、工事のコスト管理や工程管理を行うものでありました。これは、専門的知識があることで、そういった知識の乏しい村に代わって、そういった専門の業者が行うことで、よりしっかりした建築ができ、村の負担も軽減されるというような方式のようでした。

しかしながら、CMR（コンストラクションマネージャー）の裁量によって、でき得る建物の良し悪しも変わってくるというデメリットはあるようでした。

そういった中で、この建築工事で問題が生じた場合、設計業者やCMRがその責任の所在を明らかにするものではあるんですが、今回の場合は、その責任の所在を明らかにできず、不明瞭な場合が生じ、今回のケースに至っております。

お互いがけん制し合い、原因や責任の追及がしづらい状況になり、今回の場合は、結論として、無落雪型の屋根を要望し、当初の落雪型の屋根を変更させた集落が悪いかのような判断をされてしまっているように感じます。

まず、この点が大きな間違いだと思います。

瑕疵担保責任については、村長のおっしゃるとおり、村と建設業者との契約上は、契約書に謳っている年数で正しいのだと思います。また、今回の契約に関しても、間違いがなければ、第42条により、木造建築の場合、村長がおっしゃったとおり、「瑕疵担保期間は引き渡しから1年」とされております。ただし、同条2項には、「重大な過失により生じた場合には、瑕疵担保期間は10年とする」とあります。これも、村長のおっしゃったとおりであります。雨水ではないにしろ、冬期間の水漏れは重大な瑕疵と言えるものと私は認識しております。

ただ、瑕疵責任の所在を明確にできない、証明できない、というだけのことで、そうであれば、発注者である村が、その責任を負うべきものと考えております。

また、個別契約とは別に、民法では、雨漏りの瑕疵担保責任において、次のように、建設業者等住宅供給者に対して、構造耐力上主要な部分、または雨水の侵入を防止する部分について、10年の瑕疵担保責任が課されております。

先ほど言った、村長がおっしゃられた、住宅品確法には該当しないということですので、その部分は割愛させていただきますが。万が一、集落と裁判になった場合には、当然、民法の範囲の中での裁判になるのではないかと思いますので、そういった場合には、こちらの方も該当するのではないかというふうに感じております。

これらは、技術的観点からみても、建築基準法に適合するような住宅においては、構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分において、通常劣化に起因して不具合が発生するようなことは、少なくとも、引き渡し後10年程度では想定されないことから、10年を強行的な瑕疵担保責任として請負業者にとって酷なことはなく、他方、もし不具合が発生した場合には、住宅取得者としては何らかの工事ミスがあるとして、当然に、請負業者の瑕疵担保責任を追及できる期間であると考えられております。

こうした観点からも、雨漏りとシガ漏りの違いはありますが、築2年4か月後の新築建築物で、外部からの水の侵入という事実は重大な過失であり、原因・責任の所在の有無にかかわらず、何らかの工事ミスがあると推定できる案件で

あると、私は認識しております。

また、先ほど村長からシガ漏りの対応について、ご説明・ご回答がありました。「雪下ろしをした時は、シガ漏れはしない。軒先の氷を落としてもらうよう、集落にお願いをした」と。では集落は、何のために無落雪の屋根を要求したのでしょうか。無落雪とは、雪が降っても、手をかけなくてもいい屋根ではないですか、積雪がある程度。

当時、先ほど言ったように、設計変更等あった訳なんですけれども、当時、設計変更があった時に、議員からも確かに指摘がありました。「集落公民館を建てるのに、本当に無落雪で大丈夫か」という意見は出ました。しかしながら、その心配の所在は、雨漏りではなかったですね。

村の中にも、無落雪の住宅がある訳なんですけど、積雪量に応じて、やはり不安が生じ、または風等で、雪庇ができたりして、近隣の方々に迷惑がかかるということで、ある程度の積雪になると、皆さん、雪下ろしをされているんですね、業者に頼んで。そういったことを見聞きしているのでも、無落雪にしても、結局、雪下ろしをしなきゃいけないんじゃないかという心配をして、「本当に無落雪で大丈夫か」というような意見が、割れました。

そうした中で、集落公民館構造上、かなりの積雪に耐えられるということで、「手をかけなくても大丈夫だ」という説明があって、「じゃあ、それで了承しましょう」ということで、議会をとっております。

そういった経緯もありますので、実際、無落雪に関しても当局が提案してきた訳で、議員の中でもいろいろ協議を重ねて採決した経緯があります。本題に戻ります。そうすると無落雪にしておいて、その氷が張った時、雪下ろしをしたり、シガ漏れの防止の氷落としをしたり、手をかけなければいけない。じゃあ、新築の物件で、そんな手をかけなければいけない、じゃあ、いつまで手をかければいいのか。延々と、ずっと手をかけて、シガ漏れしないようにすればいいってことですか。

普通で考えても、おかしいですよ。これが築10年以上経った建物で、そういった冬期間の凍結によって、シガ漏れが発生してきました。じゃあそれは、集落の方々で対応して、防止してくださいと。それなら話は分かります。

新築の物件で、築数年しか経っていないところで、そういった水漏れが発生し、その管理を集落に一任するというのは、どうですかね。当時、当局に修繕を要求した私からすれば、考えられないです。次に振りますけれども、議事録がないにしろ、全会一致で、当局に要求していますので、そのところはしっかりと、ご理解いただきたいというふうに思います。

次、先ほどの2番の方に触れさせていただきます。

16年も前ですので、期日ははっきりしない中で、当時の議事録を探していただ

いたことに対して、まずもって、感謝を申し上げます。先ほど話した内容が、当時の議事録として村長の回答として聞けなかったことと、物的証拠として、確認できなかったことは誠にこう残念なことではあります。こちらに当時の同僚議員だった、齊藤議員もいらっしゃいますので、もし、私のこの一般質問での発言の中に、誤りがございましたら、挙手をしていただき、後ほど、議長に訂正を求めていただければと思います。よろしく願いいたします。

先ほども申し上げましたが、問題発生当時、経過説明を聞き、状態を確認しなければということ、議員全員が長信田交流センターに行って、現場を見ながら、説明を聞きながら、現場視察をしました。

責任の所在を確定できない旨も、説明があった中で、発注者責任として、集落に迷惑をかけることのないよう、村で早急に対応すべき、全会一致で要望した経緯があります。

加えて、3番の、それを踏まえて、令和2年3月議会における陳情審査について、触れさせていただきます。

最初の水漏れ発生から9年後、令和2年2月21日に長信田集落から提出された「長信田交流センター屋根雨漏り対策修繕の早期実施についての陳情」が議会に提出されました。

3月定例会にて陳情審査された訳ですが、その陳情は、なんと、全会一致で否決されてしまいました。

現在、議員の方々が多くいらっしゃる訳ですが、ここで大きな疑問が残ります。

水漏れ発生から9年間苦しんできて、陳情書まで議会に提出してお願いしなければならぬ状況に、なぜ、なってしまったのか。当時の議員からの要望はどうなってしまったのか。

これは当時、村当局が施工業者へ補修と維持管理を要望し、長年対応していた経緯と、設計業者も責任を感じて、屋根下の構造変更を提案し、自主改修してくれたりした経過を見ていた点。何よりも建築当時と村長が変わってしまった点が原因と推察いたします。

当時の経緯から考えれば、陳情をして要望するような案件ではないと思うのですが、当時の村長が議員に判断を委ねた結果が、陳情書だったのではないのかと感じております。

しかしながら、この陳情審査。当時、利害関係のある議員である武石辰久議員が除斥され、議員が協議をして採決後、除斥を解かれ入室するまでの間は、僅か6分。

議事録を拝見させていただきましたが、この集落の切実な願いの陳情に対して、現場を事前に確認したのは議長ただ一人。齊藤議員は、当時現場を見ており

ますので除外しても、他の5人は現場すら見ていません。

しかも、当初の水漏れからの経緯すら詳しく確認しているふうもなく、当時の議員の見解や村への要望等、議事録等の確認も求めておりません。議事録を見る限り、雑談程度の3人の議員の意見交換のみで、後はそれぞれ個々の判断に任せるとして、採決をされていました。

また、この議事録を見ると、最初の落雪型の屋根を、誰の要望で無落雪に変更したのか。無落雪型に変更させた集落が悪い、というような意見が出で、採決に入っていました。

結果、賛成ゼロで否決になった訳ですが、議事録だけを見る限り、大変、該当する議員の皆様には申し訳ありませんが、まともな審査が行われたとは到底思えない内容でした。

村長は当時の議員の見解を聞いて、この陳情審査の内容も同じようにご覧になっていると思いますが、この結果の違いを、どう思われますか。

4つ目の質問に続けて入ります。

加えて、今年、2月6日に長信田集落より村長に提出された再要望書について、集落側の意見要望はもつともであり、村当局も集落と真摯に向き合い、議員と、もっと当時の経緯と内容の理解を深めるべきと考えます。

長信田集落では、今回提案した特例としての7:3での集落公民館補修費補助事業を使用しての改修は、視野に入れていないそうです。

私個人としても、この案件についての、村の対応や議員の扱いや判断については、疑念を抱いております。

確かに、令和2年の陳情で否決されている事実があるため、村当局からは、当時の議会の決定に反する提案はできない気持ちも分かりますが、先ほど申し上げたように、審査にもし不備があるとしたら。

議員も経緯を再認識し、今回、この一般質問で村民も長信田交流センターが、長年こうした問題を抱えてきた事実を認識することになると思います。経緯を知った上で、果たして、民意はどちらに傾くと思われますか。

村民に訴訟を起こされ、集落代表との裁判をお望みですか。集落住民の役員は、そこまで追い込まれ、危惧しています。

村の提案を再度、議員に挙げていただくことはできないでしょうか。

民意によって選ばれた議員の判断が、果たして、民意に寄り添っているのか、民意に反しているのか。村当局の提案で、真意を諮っていただけることを強く望みます。

最後に、長々と自分の考えを述べてまいりましたが、今回、長信田交流センターの建設に関して、私は、集落には100%瑕疵はないと感じております。

村長は、長信田集落の責任は、どこにあると思っておられますか。

回答をお願いします。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） まず、2つのことについて、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目は、先ほども申し上げたとおり、当時の議員の方が、現場を視察され、そして協議をされて、村に対して、要望されたというふうなことに對して、全会一致で対応するようというふうなことに對して、当時の議員から疑義が出ていないので、そのとおりだと受け止めたいと思います。その段階で、議事録を見つけることができませんでしたので、もう1度、調査をさせていただいて、確認をしたいというふうに思います。

次、2つ目の長信田の瑕疵というんですかね、責任の部分につきましては、建物そのものについては、先ほど当初お話をさせていただいたとおり、特殊な事情によって、集落の負担金を軽減することから、当時、もしくは、公民館だけではなくて、それ以外についても、いろんな有利な補助事業、起債事業を活用して、その場合、村が事業主体となって対応してきたというふうな経緯がございます。

本来であれば、丸々その事業費は、その集落が負担をして、建設をしなければならぬものだというふうに思っておりますけれども、これまで、そのようなことはしていないというふうなことがあります。ですから、実質的なことと、書面上のことが少し微妙なところがあるというふうに思っていることが1つあります。

それから、もう1つ問題になるのが、やはり、現段階でいろいろお話を聞きしていると、維持管理の部分についてですね。やはり、それが原因の部分と、それ以外の部分の対応の仕方の部分について、維持管理の部分が出てくるのではないかというふうな部分で、皆さん方からのご意見を、真摯に受け止めているところでございます。

それから、現段階では、村の制度として、公民館の補修については要綱が1つしかありませんので、その要綱に基づいて、対応させていただきたいというふうなことで、議会の方にも協議をしております。

その段階で100%というふうなこと。いわゆる、原因となる部分が、どこなのか、何なのかがはっきりしない状況の中です。それがはっきりすれば、その部分は確かに、100%補助というふうな部分があるのかもしれませんが、現段階で、ちょっと特定が難しい。

いろんな原因があつての、雨漏りだと思っております。雨漏りがあつてもなくても、やはり、十数年経っている段階で、いろんなところは軽減劣化があり、

そしてまた、維持管理の部分で、対応しなければならない部分というのは当然、あるんだと思います。

そういう部分についても含めて、すべて村が対応するのかというふうな部分については、少し議会とも、協議をしていかないといけないのではないかとというふうなことで、前回、回答をしたとおりですね、取り合えず、7割。長信田集落公民館に関して、特例を設けさせていただきまして、7割での対応をさせていただきたいというふうな回答をしているところであります。

ただ、これにつきましても、先ほど、新しい、いわゆる、23年当時の議会の対応等が、まだちょっと、私の段階で、明確に確認することができませんので、これについては少し、もう少し、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） ご回答いただき、ありがとうございます。

そうですね、これが建設当時の村長であれば、1番話が早いんですが、やはり、間に1人も入ってるし、長年経ってからの事案でもありますので。まして、当時の議事録が見つからないという中で、何を信頼していいのかというところもあろうかと思えます。

そういった部分もありますので、なかなか難しい事案ではあるんですが、その1番聞きたかった、長信田集落の責任っていう部分において、はっきりした回答をいただけていなくて。村長のおっしゃるには、多分、指定管理をしているので、維持管理をしていかなければならない集落に対する責任を意味しているのかなというふうに思うところです。

確かに、そういった部分は解かりますが、長信田集落に関しても、その水漏れが発生してから、長年に渡って役場の方にも足しげく、状況報告なり、お願いにあがってる訳なんですね。

そういった中で、ズルズルズルズル、こういった形で放置されてきた経緯があるので、一概にそれを、管理責任だというのは、いかがなものかと。

また、先ほど指摘があった、原因となるものが分からない。維持管理の部分の中で、水漏れがあった場合の維持管理の仕方と、水漏れがなかった場合の維持管理の仕方っていうのは、大きく変わってくる訳なんですね。水漏れが継続している中での、維持管理というのも、これまた非常に難しいもので。

そもそも、手をかけなくても、なるべく、集落住民が手をかけなくてもいいように、無落雪型を選択されたと思うんですよ。そういった願いがあって、村当局に要望され、議会で審議され、とおったというふうに認識していますので、それが僅か、2年4か月でまさか、こういうような結果になるとは。落雪型よりも手が悪いっすよね。言っちゃなんですが。

そういう状況も、やはり他人事ではなくて、本当に切実な問題だと思うんですよ。前、常任委員会の中でも議員の方々に向けて言ったことあるんですけど、「これ本当に、自分の家とか、自分の集落の公民館だったら、どういう対応をしていますか。」そこですよ。自分で建てたものなら、自己責任で何とかできますよ。でも、自分たちで建てた訳じゃないんですよ。

先ほど、村長がおっしゃったとおり、補助事業の関係で、実際とは違った形で建てられている。でも、本来の形で建てられた経緯はない訳なんですね。それを言ってもどうしようもないんです。そういった補助事業を有効に使って、それぞれの公民館を建ててきている訳なので。

ただ、その補助事業の内容によって、指定管理制でやっているところと、集落に預けて、集落の方でしっかり管理しているところとある訳なんで、そのところのすみ分けはあるにしても、そうした事業で、村が発注者となってやった事業に対しては、やはり、しっかりと、責任を持つべきかと思うんですよね。例えこれが、自身がやった事業じゃなくても、やはりそれで集落の住民が困っているのであれば、そこに手を差しのべてあげるのが、村の仕事ではないのかなというふうに思うところです。

当時の議事録がないということですが、反論がないので確かだと認めていただくということで、ご発言がありまして、そのところは大変ありがたいですが。僕が当時の議員の発言に拘るのは、その当時の議員の見解と、計画段階から携わって、村から上がってきた事業内容に対して、確認をして、G Oサインを出した議員として。また、G Oサインを出した建物が、水漏れ被害にあって、それを確認して、当局へ申し入れた議員として、その事実が、陳情審査の時には全く反映されていない。

また、そういった認識も、当時の議員の方々に、受け入れられていないのが残念なので、あえて、当時の議員の見解を探していただいたというか、出してほしいということで、提案しただけです。当時のその見解をどうこうしろというものではないので、再調査に時間をかける必要があるのかどうかは、村長の判断に任せますが、事実、そういった認識の違い、状況の違いというのがあります。

当時の申し入れに対して、村は業者をお願いをして、業者にずっと、対応していただいた経緯があります。それもそれでいいと思います。そのおかげで、確かにシガ漏れがしなかったり、改修をしていただいて、補修をしていただいて、一時、良かった時期もあります。

ただ、対応してくれた業者さんが亡くなってしまった場合、じゃあ、そのところを集落にやらせるのかということですよ。

指定管理の中に、シガ漏れの管理まで入れるのか。

先ほども言ったように、築10年以上経った中での、そういったシガ漏れであれば、それもやむ無しと、集落住民も納得して、管理はしていくと思います。

しかしながら、築2年4か月から、ずっとそういう状況に悩まされて、維持管理をしなければならない状況に追い込まれてきた中で、それをずっと続けていくのかというところを、やはり考えてあげなければいけないのではないかなと思います。

ですので、原因となるものが分からないと、村長はおっしゃいました。

確かに特定できない状況にはあります。でも、先ほども申し上げましたが、業者間でけん制し合って、原因を明らかにできない。そうした状況の中で、原因がはっきりしないのであったにしても、築2年4か月で、そういった水漏れの状況があるということは、原因が何であれ、建物として、建築物として、それでいいのか。

村当局がそこまで突っ張るのであれば、それでいいと認めていることになるんです。

そうすると、例えこれから、公民館改修が、もし、集落の要望があって行われたとすると、これから建つ公民館には、すべて同じような事案が該当してしまいます。

これが水漏れでなくても。柱の不備とか、建物構造上重要な部分の不備に関しては、もう1年過ぎたら、それを立証できなければ目をつぶりますと、いうような事案になってしまうと思うんですね。

なので、今一度、申し上げます。

今回の長信田交流センターの建築工事。これについては、長信田集落には何の責任もありません。

あとは、2年4か月で水漏れをした事実を村が認識をして、認めるかどうかです。

認めないのであれば、今現在の対応でいいのかもかもしれません。しかし、認めていただけるなら、対応の変更が必要です。そこが大事な2点だと思います。

いかがですか、村長。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） まず、村の対応としましては、少なくとも、法令等に基づいて対応せざるを得ないというのが、まず1つだと思います。

いずれ、建物等を建設するにあたって、いろんな不備が生じないように、いろんな専門家において、検査なり調査をして合格をしたものが、最終的に引き渡しをされるというふうなことだと思います。

それが、そのようにされてきた経緯がございますので、当時のことをちよっ

と分からないものとして、どうこう結論づけることは難しい訳ですので、先ほどお話をしたとおりですね、少し、過去の議事録等も見させていただきながら、出てくれば、それに基づいて、少し、検討させていただきたいというふうには思っているところであります。

現段階では、私も住民の方々にご迷惑をおかけしたくない一身でですね、議会の方にもご説明をさせていただいた経緯があります。

ただ、その後、陳情がされて、誰一人、賛成がなかったというのは、後で知ったものですから、その段階で、特例で、もしくは村の考え方で、議会にお願いをしたとしても、それはやはり、議会の判断を尊重をしないといけないのかなというふうな状況の中で、今ある、補助金交付要綱の中でですね、特例を設けさせていただいて、対応をさせていただいたというふうな経緯があります。

あと、先ほども申し上げたとおり、いろんな議員の方々のお話等もお伺いすると、いろんなご意見があるのでですね、それも尊重をしないといけないのかなというふうに思っております。

新しい事実が、今後、出てくればですね、再度、議会の方、もしくは、事実って言うんですかね、新しい事案が出てくればですね、また対応は可能ではないかというふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） すみません、不本意ですが、4回目。

すみません、村長。質問に対して、ストレートに答えてください。

3回目で終わる予定だったんですけど、適切な回答が得られなかったのも、不本意ですが、ちょっと、言わせていただきます。

その、「法令等に基づいて引き渡しを済ませている」って言うんですけど、引き渡しを済ませたとしても、まず、めったにないですが、建物構造上大事な部分で瑕疵が見つかるっていうケースは、やっぱり何%か、あるんですよ。

だからこそ、こういったいろんな法ができてる訳であって、100%、建築業者に有利な法律ってないんですよ。反対の法もあるので。建てた方々を守る法もあるので、裁判するかってなれば、いろんな材料を引っ張ってきて、いろんな言い分の中で、判決を出す訳なんですけど、住民とそこまでしますか。そこまでの案件ですか、っていうところを、ずっとしゃべってきたつもりなんですけど。

村長からは、新たな事実、云々という話はあるんですけど、新たな事実とすれば、当時、その問題が発生した時に、議員の現場視察の後、どういった意見が出されたかっていうのが、多分、大きなものになるのだろうとは思っています。

でも、だから見つかったからといって、村の対応が変わるかっていえば、変わらないと思うんですよ。

それに基づいて、当時の村長は、業者にお願いをして、対応してきてもらった

経緯の中で、長が代わった中で、ただそれを、延々と継続してきた。

それがなくなったから、集落の方々がやらなきゃいけなくなったというだけの話なんで、そのところをどうこういっても、始まらないですよ。

責任の追究についても、原因が分からないというのは、当時から言われていることで、専門業者が確認をして、原因が分からない。

ただ、施工した業者、村長もおっしゃっていましたが、施工した業者が、構造上、あるべきところに柱がないとか、木がないとかっていう話を、屋根の施工業者が、文書に残しているという話があった訳なんですけど、じゃあそれは、設計者やCMRが、分かっているとか、隠しているとかということになる訳なんです。

だから、そういったところを、突き詰めていくと、いろいろ変なものが出てくるので、もうそこまでするのかどうか別として、状況を確認して、もうやるべきことをやればいだけだと思うんですよ。

なので、もう一回、聞きます。

今回の長信田交流センターの建築工事において、長信田集落に何か責任はありますか、村長。責任があるとすれば、それは何なのか教えてください。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 公民館建設にあたって、集落が全く関係なしで建物がポンとできてしまうということは、あり得ないんですよ。協議をしながら、打ち合わせをしながら、実施設計ができあがって、いろんな要望があって、設計ができて、建築が終わっているというふうなことだと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） すみません、ちょっと。

堂々巡りなので、これで終わりますが、質問に対する答えが聞きたいんですよ。もし、間違っていたら、教えてください。

村長の今のお話だと、公民館建設において、集落が全く関わっていないということはないと。おっしゃることは、確かなんですね。

ただ、村長の言い分だと、この交流センターの建築において、「長信田集落にも責任はありますよ」という。パーセンテージは別として、「責任はあるんですよ」というふうに、僕、聞こえるんですよ。

僕は、全くないと思います。

確かに、公民館を建てるにあたって、集落からの要望はあります。しかしながら、事業主体が村になった時点で、村が発注者となって、集落の要望を聞いて、村が設計を発注します。それを議会に通して、議会が審議をして認める訳です。

これは全て、村の責任だと思いますよ。

公民館を建てるのは確かに、集落からの要望かもしれませんが。しかし、補助事業を使って、村が発注者となって建築するにあたっては、100%、村の責任だと思います。違いますか。

ですので、村がしっかりと対応すべき案件であるというふうに認識していますので、さっきも言ったとおり、その瑕疵を法的に証明できないのであれば、今の方針を変える気がないと、いうようなことではあるんですが、法に則っても、どちらにも取れる事案というのは、多々、ある訳です。

じゃあ、それを、最終的に法に判断を委ねますかということなんです。

そこまでの事案ですか。そこまで頭を悩まされる案件ですか。当局責任でやることに、何を躊躇する必要があるのでしょうか。

村長、今一度、お伺いします。

最後ですが、長信田集落に責任はありますか。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 何回も長信田集落のことについて出るんですけども、それを踏まえてですね、長井議員がおっしゃるとおり、村の対応として、対応していかなければならない。いわゆる住民に対してご迷惑をかけたくない一身でですね、それで特例措置を講じさせていただいたというふうな経緯があります。

一番引っかかるのは、議会で陳情を、事前にもう判断をされているというふうなことがあります。

ですから、特例で、特例を設けて、村としては設けさせていただきました。設けさせていただいたものに対して、申請が上がった時点で予算措置を取る訳ですけども、その予算について、議会が果たして認めていただけるのかというふうな部分についても、私は大変、心配をしている状況です。

そういう状況の中で、今、対応させていただいたのが、この特例と。これは、はっきり申し上げまして、村も、やはり、このままではいけないという一身での特例であるというふうに思っております。

その後、昔の議会の対応の部分があるというふうなことを、今日、また、お聞きしましたので、それについてはもう一度、調査をさせていただきたい、もしくはそれ以外の部分でですね、何らかのご提案、ご要望等があればですね、それに対してまた、対応、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） 回答いただきましたが、今回の特例、7:3の割合は、はっきり言って納得できません。これは、集落も一緒だと思います。

これは、議会からも提案が確かにありました。でも、議員の総意ではありません。ですので、それが適当かどうか、誠意を見せたっていうお気持ちがあるかも

しれないんですが、全く誠意はないと思います。そういった状況であるということ、やはり、認識しないと、先に進まないのではないのかなあというふうに思います。それだけ、集落では、切羽詰まってる状況だということ、先ほどから重々、お話ししているとは思いますが。

そういった中で、やはり、先ほどから村長、陳情云々という話が、ちよくちよく出ますけれども、その内容については、先ほど僕、申し上げたとおりだと思います。

何なら、議事録、公表します？議事録以外にも、話されている内容があるのであれば、それを出していただければいいんですが。正直、その陳情審査の議事録を見る限り、本来、審査すべき内容を審査したのかっていう、気持ちになると思いますよ。村長、見られましたよね、議事録。先ほど僕が、当時の見解をお話ししましたが、そういった内容は、一つも出てこないです。状況判断もされてない状況ですので、それを全会一致で反対になったからと言って、重く受け止める必要があるのかどうか。そのために、今回、僕、お話ししたつもりなんですが。

本当に、今いらっしゃる議員の方には申し訳ですけど、その部分は、触れなければならぬので、触れさせていただきましたが、そういった部分もあるので、やはり、今一度、お考え直しをいただいて、集落と真摯に向かい合っていたくことをお願い申し上げます。

必要であれば、また再度、12月議会でも質問させていただくことになるかもしれないんですが、そういった思いを代弁させていただいて、終わりにしたいと思います。

何とか、誠意ある対応をお願いします。

以上です。

○議長（伊藤秀明） これで、長井議員の質問を終わります。
暫時休憩します。

14時24分 休憩